# 児童福祉法28条事件の動向と事件処理の実情

平成14年11月20日~平成15年11月19日

最高裁判所事務総局家庭局

#### 1 児童福祉法28条事件の動向

児童福祉法28条事件の申立件数は、別紙のとおりであり、平成13年には169件となり、平成元年の約12倍、対前年比の約1.2倍という急激な伸びを示した後、平成14年には129件と若干減少していたが、平成15年には、152件と再び増加に転じた。

本資料は、児童虐待の防止等に関する法律(以下、「児童虐待防止法」という。)が施行されて3年目に当たる平成14年11月20日から平成15年11月19日までに全国の家庭裁判所で終局した児童福祉法28条事件のうち、114件の事案の特徴を分析し、併せてその事件処理の実情を紹介するものである。

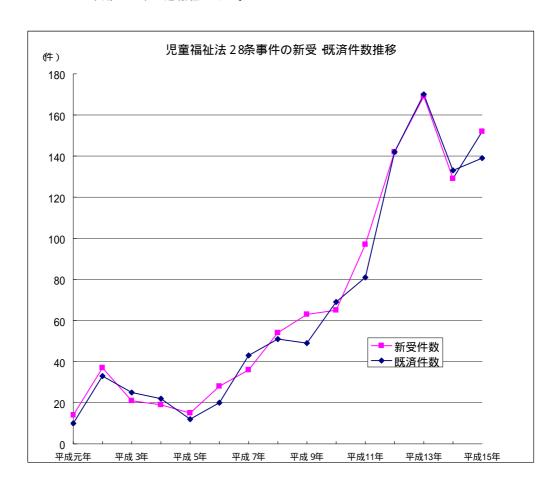
## (別紙)

児童福祉法28条事件

	新受件数	既済件数	認容	却下	取下げ	その他
平成元年	14	10	3	0	4	3
平成 2年	37	33	19	2	12	0
平成 3年	21	25	17	0	8	0
平成4年	19	22	18	0	4	0
平成 5年	15	12	6	0	6	0
平成 6年	28	20	12	0	8	0
平成 7年	36	43	18	1	22	2
平成.8年	54	51	39	0	12	0
平成 9年	63	49	36	0	13	0
平成10年	65	69	40	1	26	2
平成11年	97	81	58	0	23	0
平成.12年	142	142	101	6	35	0
平成13年	169	170	131	2	36	11
平成14年	129	133	93	6	34	0
平成15年	152	139	106	4	24	5

件数は司法統計による。

平成15年は速報値である。



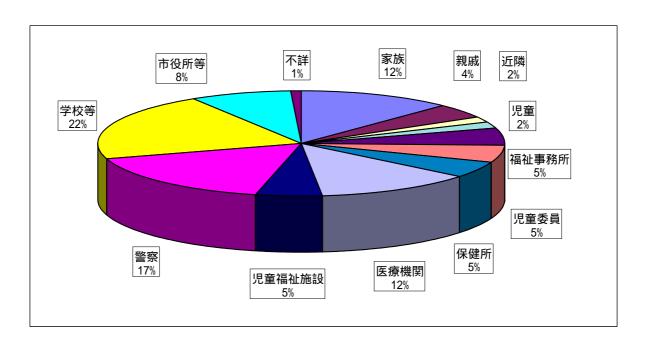
- 2 児童福祉法28条事件の実情
- (1) 通告者別件数(資料1)

通告者別件数をみると、学校等22%、警察17%、医療機関12%、市役所等8%、福祉事務所、児童委員、保健所、児童福祉施設が各5%などとなっており、関係機関から通告された割合が79%を占めている。一方、家族が12%、親戚が4%などとなっている。

・通告者別件数は,被虐待状況を児童相談所に通告した機関(者)を集計した ものである。なお,児童福祉施設の中には保育所からの通告1件が含まれて いる。

(資料1)通告者

家族	親戚	近隣	児童	福祉事務所	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設	警察	学校等	市役所等	不詳	合計
14	5	2	2	6	6	6	14	6	19	24	9	1	114



## (2) 児童の年齢別件数(資料2)

児童福祉法28条事件(以下「法28条事件」という。)の対象となった 児童の年齢別割合を見ると,小学生が45%,3歳から学齢期前の児童と 中学生が各17%,0歳から3歳未満が16%などとなっている。

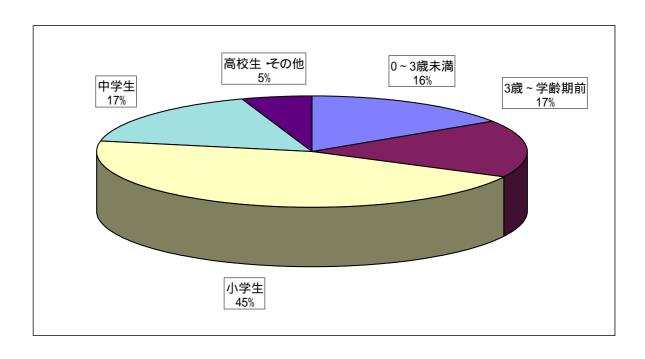
なお,0歳の児童の法28条事件は6件(5%)あった。

学齢期以上にある年齢の児童の割合は,全体の67%を占めている。

## (資料2)児童の年齢

年齢は申立時

児童の年齢	0~3歳未満	3歳~学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計
人数	18	19	52	19	6	114



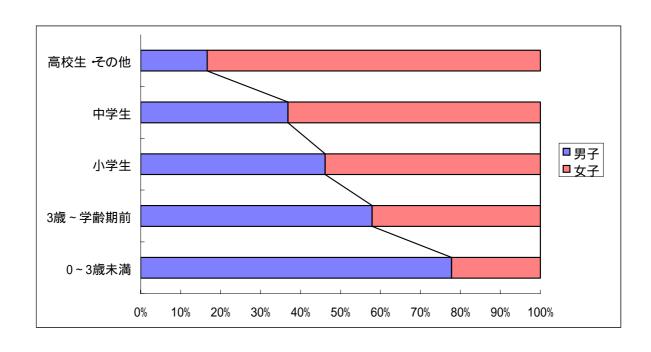
## (3) 児童の性別と年齢別件数(資料3)

法28条事件の対象となった児童の男女比は,男子と女子が各50%となっている。

児童の性別と年齢の相関関係を見ると,0歳から3歳未満で男子の割合が78%であるのに対し,高校生・その他では女子の占める割合は83%となっている。

(資料3)児童の年齢と性別

年齢	0~3歳未満	3歳~学齢期前	小学生	中学生	高校生・その他	合計	比率
男子	14	11	24	7	1	57	50%
女子	4	8	28	12	5	57	50%
合計	18	19	52	19	6	114	100%

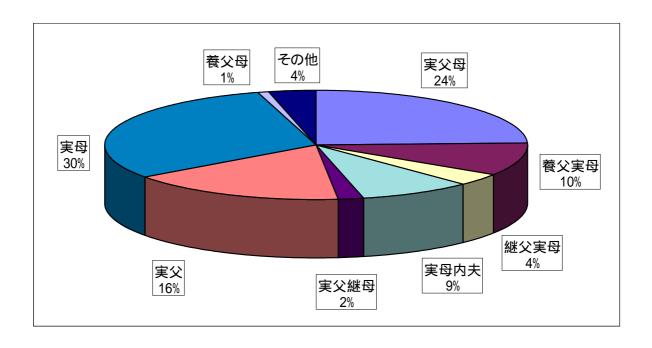


## (4) 保護者の関係別件数(資料4)

法28条事件の対象となった保護者の関係を見ると,実母のみが30%, 実父と実母が24%,実父のみが16%,養父と実母が10%,実母とその内縁の夫が9%などとなっている。

(資料4)保護者の関係別件数

実父母	養父実母	継父実母	実母内夫	実父継母	実父	宝母	養父母	その他	合計
28	11	4	10	2	19	35	1	4	114



## (5) 主たる虐待者別件数(資料5)

法 2 8 条事件における主たる虐待者を見ると,実母が 5 0 %, 実父が 3 1 %, 実父以外の男性が 1 8 % などとなっている。

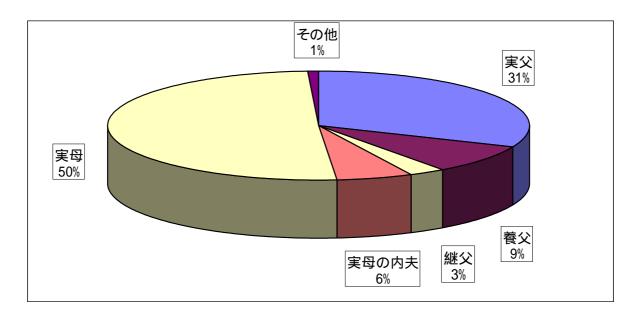
実父以外の男性の内訳は,養父9%,実母の内縁の夫6%,継父3%となっている。

(資料5)主たる虐待者

主たる虐待者	実父	養父	継父	実母の内夫	実母	継母	養母	その他	合計
件数	33	9	3	6	53	0	0	1	105

複数の保護者による虐待で程度に差がない事例が9事例あったため、合計は105事例であ

る。



## (6) 虐待の態様別件数(資料6)

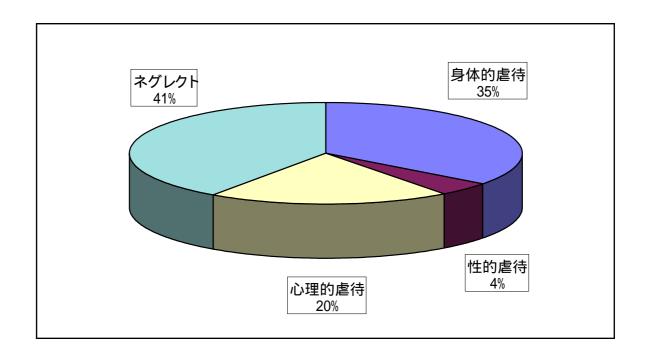
法28条事件における虐待の態様別件数を見ると,ネグレクトが41%と最も多く,次いで身体的虐待が35%,心理的虐待が20%,性的虐待が4%となっている。

・虐待の態様については重複集計したものである。

(資料6)虐待の態様

虐待の熊様	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
件数	58	7	33	66	164

複数の類型につき重複集計しているため、合計は114件にならない。



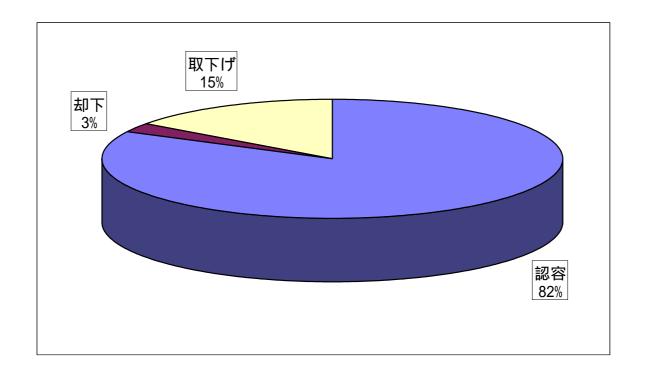
## (7) 終局区分別件数(資料7)

法 2 8 条事件の終局区分については,認容が 8 2 %,取下げが 1 5 %,却下が 3 %となっている。

- ・取下げの事例の多くは,家庭裁判所に係属中に保護者の同意が得られたというものである。
- ・却下事例3件のうち1件については,抗告審において取り消されるとともに, 児童の施設入所を承認する決定がなされている。

(資料7)終局区分

終局区分	認容	却下	取下げ	合計
件数	94	3	17	114



## (8) 審理期間別件数(資料8)

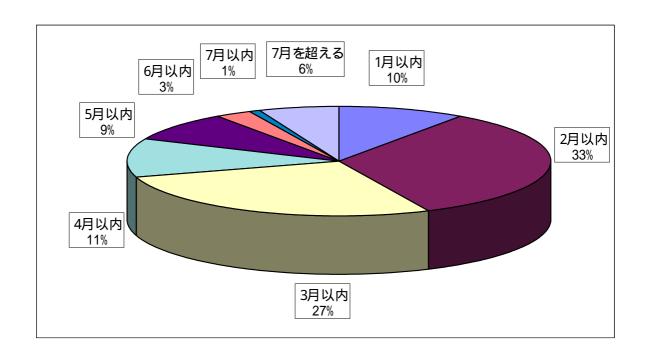
2 か月以内に43%の事件が,3か月以内に70%の事件が終局している。

法28条事件の平均審理期間は83日である。

- ・審理期間が最も短かった事例は7日,審理期間が最も長かった事例は286日である。
- ・平均審理期間については、前年同期の99日から83日に短縮化している。

(資料8)審理期間別件数

審理期間	1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	7月以内	7月を超える	合計
件数	11	38	31	13	10	3	1	7	114



## (9) 申立人代理人選任率(資料9)

弁護士が申立人代理人に選任されている法28条事件は,全体の25%となっている。

(資料9)申立人代理人

申立人代理人選任	あり	なし	合計
件数	28	86	114

